

お知らせ



国土交通省

平成21年11月18日

資料提供先: 島根県政記者会

自転車や歩行者が安心して通行できる道を目指して ～自転車利用マナーを呼びかけます～

自転車と歩行者の接触を未然に防ぐため、西津田地下道を自転車が多く利用する時間帯に、松江警察署・松江市・学校関係者・地元の方々と協力して、自転車のマナー向上を目的とした呼びかけを実施いたします。

近年、国道9号と国道485号の交差する西津田交差点の地下道(西津田地下道)において、「自転車利用者のマナーが悪く、歩行者が危険。」という声が多く寄せられています



これまで「自転車マナーアップ運動」などの活動をしばしば実施してきましたが、西津田地下道において、自転車に乗ったままで地下道を通る利用者が後を絶ちません。今回の啓発活動で自転車マナーの向上を図り、誰もが安全に利用出来るよう目指します。

記

- (1) 日時 平成21年11月25日(水)～11月26日(木)の2日間
毎日 7時30分～8時30分まで〔雨天決行〕
- (2) 場所 国道9号 西津田地下道 (島根県松江市西津田)

【問い合わせ先】



松江国道

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所
副所長(管理) 錦織 豊 (にしこおり ゆたか) 【内線205】
管理第一課長 吉木 辰雄 (よしぎ たつお) 【内線431】

松江市西津田2丁目6番28号
電話0852-26-2131(代表)
FAX 0852-27-4132

自転車や歩行者が安心して通行できる道を目指して
～自転車利用マナーを呼びかけます～

《活動内容》

(1)日 時 平成21年11月25日(水)～11月26日(木)の2日間
毎日 7時30分～8時30分まで [雨天決行]

(2)場 所 国道9号 西津田地下道(別添1参照)
※出入り口4箇所と地下道内部2箇所

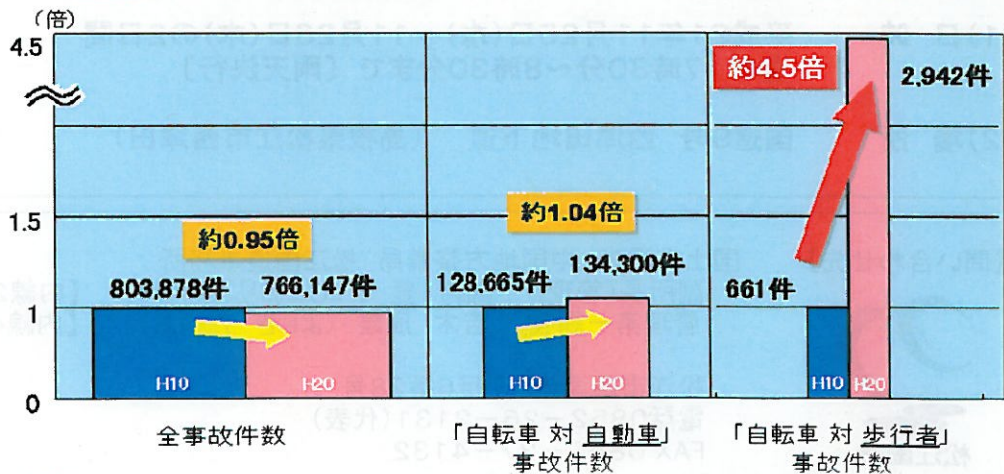
◎西津田地下道の一日の総利用者数は約2500人。
◎そのうち、活動を行う時間帯の利用者数は16%(約400人)を占めている。

(3)活動主体 国土交通省松江国道事務所
島根県松江警察署

(4)活動参加団体
【自治体】 松江市
【学校関係】 松江商業高等学校、松江工業高等学校、
開星高等学校、松徳学院高等学校、松江西高等学校
【地元関係】 津田地区交通安全対策協議会
朝日地区交通安全対策協議会

(5)活動内容 全国で、自転車と歩行者が接触する事故が急増しているため、
自転車利用者に対しチラシ(別添2参照)を配布し、自転車マナー
の向上を呼びかけます。

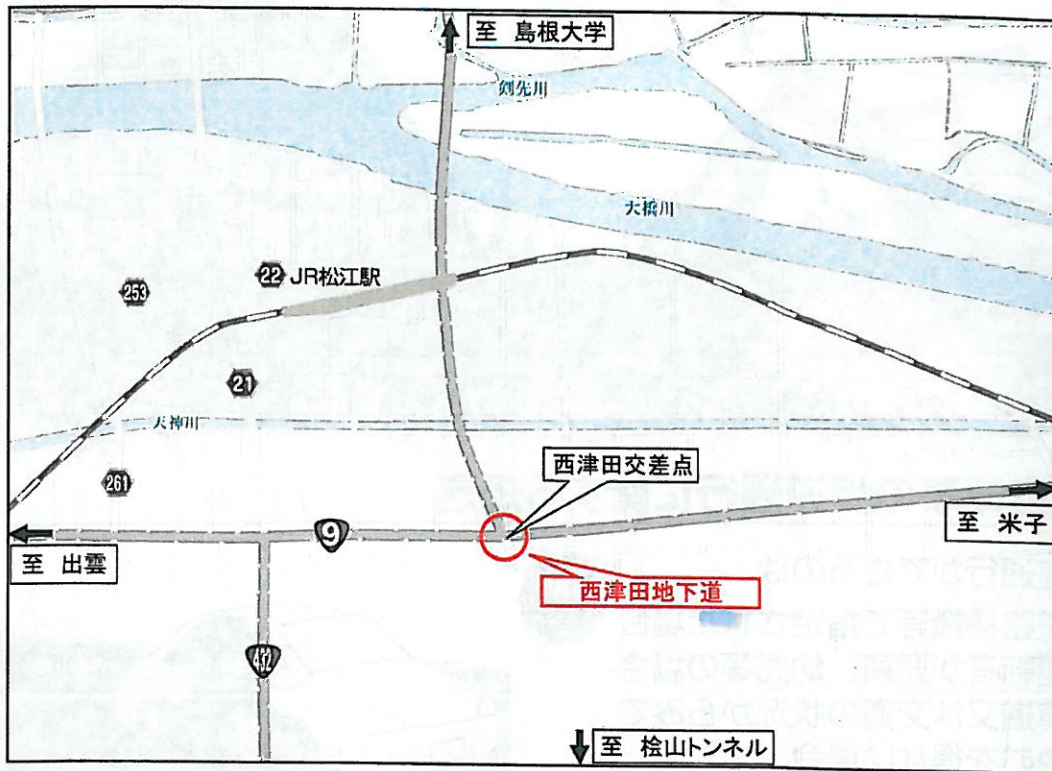
[自転車対歩行者事故件数]
H10:661件 → H20:2942件 【約4.5倍】
(警察庁「自転車事故の発生状況(平成20年)」より)



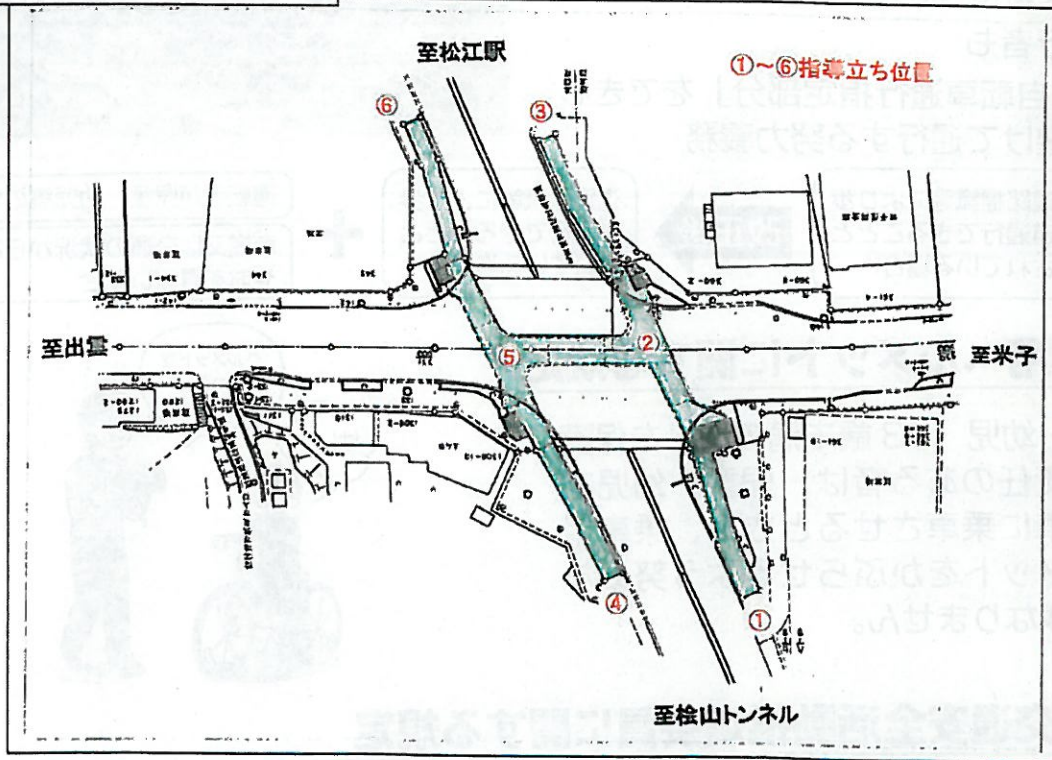
[出典:警察庁資料]

自転車と歩行者との事故が、平成10年 → 平成20年の間に約4.5倍に!

位置図



西津田地下道(拡大図)



自転車の通行等に関するルールが改正されました。



平成20年6月19日
までに施行されます。

① 普通自転車の歩道通行に関する規定

○歩道通行ができるのは、

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童、幼児等の場合
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合



※ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

○歩行者も

「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務



改正前

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

改正後

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

+

運転者が児童、幼児等の場合
車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

② 乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



③ 地域交通安全活動推進委員に関する規定

地域交通安全活動推進委員（交通ボランティア）の活動内容に、「自転車の適正な通行方法についての啓発活動」を追加。

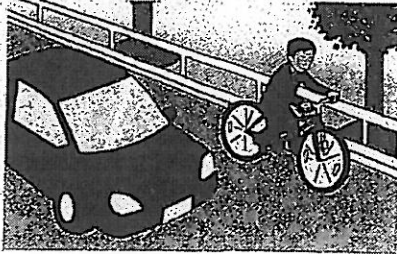
地下道内は、自転車をおしてください！！

自転車安全利用五則を守りましょう。

① 自転車は、 ① 車道が原則、歩道は例外

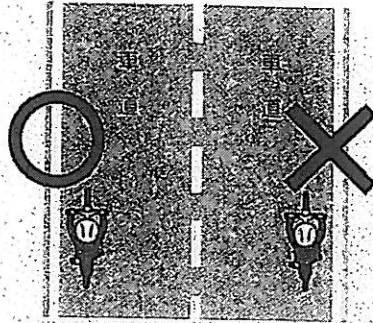
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



② 車道は左側を通行

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

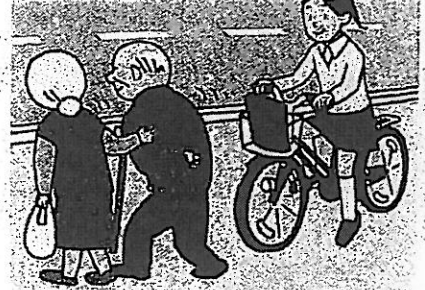


自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

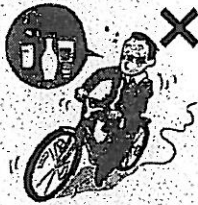


④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰 則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合



■ 二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



■ 並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

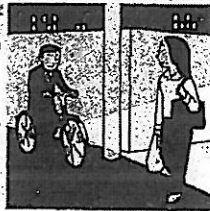
【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料



■ 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

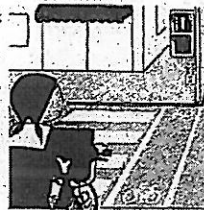
【罰 則】 5万円以下の罰金



■ 信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



■ 交差点での一時停止と安全確認

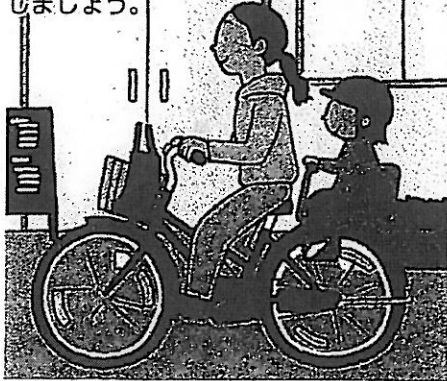
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

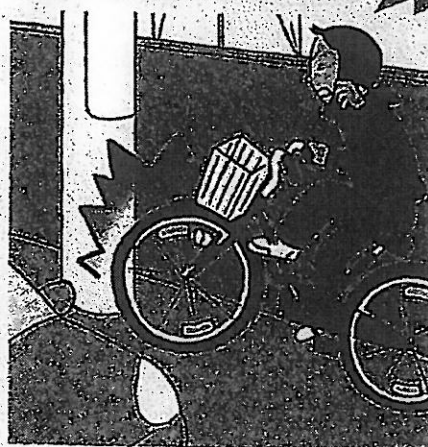


⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話 やめましょう! 傘さし運転



地下道内は、自転車をおしてください!!